



<p>項第6号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録の保存等がされていない場合であっても、例えば、<u>保存場所</u>に備え付けられている電子計算機と法第750条第1項に規定する地方税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p>	<p>項第4号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録の保存等がされていない場合であっても、例えば、<u>当該保存場所</u>に備え付けられている電子計算機と法第750条第1項に規定する地方税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p>
<p>13 整然とした形式及び明瞭<u>      </u>な状態の意義 規則第25条第1項第4号及び規則第26条第1項第4号に規定する「整然とした形式及び明瞭<u>      </u>な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいうこと。</p>	<p>13 整然とした形式及び明り<u>ょう</u>な状態の意義 規則第25条第1項第4号及び規則第26条第1項第4号に規定する「整然とした形式及び明り<u>ょう</u>な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいうこと。</p>
<p>14 検索機能の意義 規則第25条第1項第5号（同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。）に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭<u>      </u>な状態で出力される機能をいうこと。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むこと。</p>	<p>14 検索機能の意義 規則第25条第1項第5号（同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。）に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明り<u>ょう</u>な状態で出力される機能をいうこと。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むこと。</p>
<p>15 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目 規則第25条第1項第5号イに規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる地方税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に定め</p>	<p>15 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の検索機能における主要な記録項目 規則第25条第1項第5号イに規定する「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる地方税関係帳簿の区分に応じ、それぞれ次に掲げ</p>

る記録項目がこれに該当すること。

なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を含むこと。

また、軽油引取税に係る仕入帳などの帳簿については、(3)に掲げる記録項目に加えて、油種、数量、引渡しを行った者、引取りを行った者、納入を行った者、納入を受けた者が主要な記録項目に該当するものであること。

(1)～(5) 略

(注) 略

16 範囲を指定して条件を設定することの意義

規則第25条第1項第5号ロ(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間(地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。以下第2 1において同じ。)ごとの地方税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうこと。

17 二以上の任意の記録項目の組合せの意義

規則第25条第1項第5号ハ(同条第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる」とは、個々の地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該地方税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうこと。

18 入力すべき記載事項の特例

法第748条第3項の適用に当たっては、地方税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載が

る記録項目がこれに該当すること。

なお、この場合の勘定科目及び相手方勘定科目には、借方又は貸方の双方の科目を含むこと。

また、軽油引取税に係る仕入帳などの帳簿については、(3)に掲げる記録項目に加えて、油種、数量、引渡しを行った者、引取りを行った者、納入を行った者、納入を受けた者が主要な記録項目に該当するものであること。

(1)～(5) 略

(注) 略

16 範囲を指定して条件を設定することの意義

規則第25条第1項第5号ロ(同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、課税期間(地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。以下第2 1において同じ。)ごとの地方税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうこと。

17 二以上の任意の記録項目の組合せの意義

規則第25条第1項第5号ハ(同条第5項第5号において準用する場合を含む。)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる」とは、個々の地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該地方税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうこと。

18 入力すべき記載事項の特例

法第748条第3項の適用に当たっては、地方税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載が

あるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第25条第5項第6号に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこと。

#### 21 一の入力単位の意義

規則第25条第5項第2号ロに規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される地方税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の地方税関係書類（レシート等）を貼付した文書は、台紙ごとをいうこと。

#### 22 タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保

規則第25条第5項第2号ロに規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないこと。

あるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第25条第5項第4号に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこと。

#### 21 関連する地方税関係帳簿

規則第25条第5項第1号ロに規定する「関連する地方税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる地方税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める地方税関係帳簿がこれに該当すること

- (1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿（例：売上の場合は売掛金元帳等）等
- (2) 領収書 経費帳、現金出納帳等
- (3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等
- (4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等
- (5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等
- (6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等

#### 22 一の入力単位の意義

規則第25条第5項第2号ロに規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される地方税関係書類は、そのすべてのページをいい、台紙に複数枚の地方税関係書類（レシート等）を貼付した文書は、台紙ごとをいうこと。

<p>23 <u>タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示</u>  <u>規則第25条第5項第2号ロ(1)に規定する「その他の方法」とは、地方税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができるようにする措置をいうこと</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>—。</p>	<p>23 <u>入力を行う者の意義</u>  <u>規則第25条第5項第2号ロ</u>に規定する「<u>入力を行う者</u>」とは、<u>スキャナで読み取った画像が当該地方税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者</u>をいい、また、「<u>その者を直接監督する者</u>」とは、<u>当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者（経理部長等）はこれに当たらないこと。</u>  <u>なお、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名を行うこととなること。</u></p> <p>24 <u>電子署名と電磁的記録の関連性の確保</u>  <u>規則第25条第5項第2号ロに規定する「電子署名」は、当該電子署名を行った地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該電子署名を検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないこと。</u>  <u>また、同号ハに規定する「タイムスタンプ」についても、当該タイムスタンプを検証することによって訂正又は削除を行った事実を確認することができるものでなければならないこと。</u></p> <p>25 <u>電子署名の失効に類する事由の例示</u>  <u>規則第25条第5項第2号ロ(2)に規定する「その他これらに類する事由」とは、次のような事由がこれに該当すること。</u>  <u>(1) 商業登記法第12条の2第7項の規定により届出ができることとなった場合</u>  <u>(2) 商業登記規則第33条の12第1項第1号(第3号の場合を除く。)及び第2号に該当することとなった場合</u>  <u>(3) 商業登記規則第33条の13第1項に規定する電子証明書の使用を休止した場合(使用を再開した場合を除く)</u></p>
---	--

く。)

(4) 商業登記規則第33条の16の規定により電子証明書の証明をするのが相当でなくなった場合

なお、規則第25条第5項第2号ロ(2)の規定の適用に当たっては、電子署名を行った時に失効等していないことが必要であることを規定していることに留意すること。

## 26 電子署名の有効性を保持するその他の方法の例示

規則第25条第5項第2号ロ(3)に規定する「その他の方法」とは、地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に行った電子署名が同号ロ(1)及び(2)を満たしている期間内に、当該電子署名が当該電子署名を行った時と同じ状態にあることを当該地方税関係書類の保存期間を通じて確認することができるようにする措置をいうこと。

このような措置としては、例えば、電子署名を行った日時が特定でき、次の情報を電子署名に係る電子証明書の有効期間内かつ失効していないうちに取得した上で、取得したこれらの情報にタイムスタンプを付すなどして、情報を取得した日時及び変更がされていないことを確認することができる状態で当該情報を保存する方法がこれに該当すること。

(1) 電子署名に係る電子証明書

(2) 電子署名に係る電子証明書の認証パスに存在する認証局の電子証明書

(3) 電子証明書の失効情報(電子署名を行った時に電子証明書が有効であったことを示す情報)

また、同号ハ(1)に規定する「その他の方法」については、地方税関係書類に係る電磁的記録等に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該地方税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいうこと。

## 27 読み取る際の意義

規則第25条第5項第2号ハに規定する「スキャナで読み取る際に」とは、原則と

	<p>して電子署名を行った後、直ちに電子署名が行われた電磁的記録ごとにタイムスタンプを付すことをいうのであるが、<u>地方税関係書類をスキャナで読み取った日（電子署名を行った日）が特定できるように、書類ごとや部署ごとに電磁的記録をまとめてタイムスタンプを付している場合には、スキャナで読み取る際にタイムスタンプを付したものとして取り扱うこと。</u></p> <p><u>この場合、地方税関係書類をスキャナで読み取った後24時間以内にタイムスタンプを付している場合には、スキャナで読み取った日が特定できるものとして取り扱うこと。</u></p> <p><u>28 タイムスタンプの付し方</u>  <u>規則第25条第5項第2号ハの規定の適用に当たり、「電子署名が行われている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項」とは、電子署名を行うことにより作成された電磁的記録の記録事項（以下第1 28において「電子署名データ」という。）及び地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項（以下第1 28において「画像データ」という。）の両方を指すのであるから、電子署名データと画像データの両方を対象として、一のタイムスタンプを付す必要があること。</u></p> <p><u>29 認定業務</u>  <u>規則第25条第5項第2号ハに規定する「<u>財団法人日本データ通信協会が認定する業務</u>」とは、当該<u>財団法人が認定する時刻認証業務</u>をいう。</u></p> <p><u>30 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用</u>  <u>規則第25条第5項第2号ホに規定する「地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した地方税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに地方税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録</u></p>
<p><u>24 認定業務</u>  <u>規則第25条第5項第2号ロに規定する「<u>一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務</u>」とは、当該<u>一般財団法人が認定する時刻認証業務</u>をいう。</u></p>	
<p><u>25 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用</u>  <u>規則第25条第5項第2号ニに規定する「地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した地方税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに地方税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録</u></p>	

として保存しなければならないこと。

26 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例

規則第25条第5項第2号ニに規定する「地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った地方税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報（書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。）を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないこと。

27 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法

規則第25条第5項第2号ニに規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいうこと。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があること。

なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいうこと。

28 入力を行う者等の意義

規則第25条第5項第3号に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該地方税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内の最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者（経

として保存しなければならないこと。

31 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例

規則第25条第5項第2号ホに規定する「地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った地方税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報（書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。）を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないこと。

32 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法

規則第25条第5項第2号ホに規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいうこと。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容のすべてを確認することができること。

なお、削除の内容のすべてを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいうこと。

理部長等) はこれに当たらないこと。

また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の情報を確認することができる必要があること。

#### 29 入力者等の情報の確認の意義

規則第25条第5項第3号に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認することができるようにしておくこと。

#### 30 それぞれ別の者が行う体制の意義

規則第25条第5項第4号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていることが必要であることをいうこと。

#### 31 定期的な検査を行う体制の意義

規則第25条第5項第4号ロに規定する「定期的な検査を行う体制」とは、定期的な検査が行われるまでの間は、スキャナ保存を行った地方税関係書類の紙を保存する必要があること。

#### 32 帳簿書類間の関連性の確保の方法

規則第25条第5項第5号に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は地方税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と地方税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいうこと。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であって

#### 33 帳簿書類間の関連性の確保の方法

規則第25条第5項第3号に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は地方税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則としてすべての地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と地方税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいうこと。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であって

も、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱うこと。

(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があること。

### 33 関連する地方税関係帳簿

規則第25条第5項第5号に規定する「関連する地方税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる地方税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める地方税関係帳簿がこれに該当すること。

(1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿（例：売上の場合は売掛金元帳等）等

(2) 領収書 経費帳、現金出納帳等

(3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等

(4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等

(5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等

(6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等

34 4ポイントの文字が認識できることの意義

規則第25条第5項第6号ニの規定は、全ての地方税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格X6933又は国際標準化機構の規格12653-3に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第6号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての地方税関係書類を入力し保存を行うことをいうこと。

なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えな

も、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱うこと。

(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があること。

34 4ポイントの文字が認識できることの意義

規則第25条第5項第4号ニの規定は、すべての地方税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格X6933の

\_\_\_\_\_テストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第4号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面で\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_テストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等ですべての地方税関係書類を入力し保存を行うことをいうこと。

なお、\_\_\_\_\_テストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えな

<p>いこと。</p> <p>35 スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目  <u>規則第25条第5項第7号</u>の規定により読み替えられた同条第1項第5号イに規定する「取引年月日、<u>その他の日付</u>、取引金額その他の地方税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる地方税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当すること。</p> <p>なお、検索は地方税関係書類の種類別にできることを要すること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(注) 一連番号等を地方税関係帳簿書類に記載又は記録することにより<u>規則第25条第5項第5号</u>の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により地方税関係帳簿（法第748条第1項又は第749条第1項の承認を受けているものに限る。）の記録事項及び地方税関係書類（法第748条第3項の承認を受けているものに限る。）を検索することができる機能が必要となること。</p> <p>（法第749条（地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）関係）</p> <p>36 索引簿の備付けの特例  規則第26条第1項第2号の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱うこと。</p> <p>(1) 日本工業規格 Z6007に規定する計算機出力マイクロフィッシュ（以下第1 17において「COM フィッシュ」という。）を使用している場合において、当該 COM フィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が<u>明瞭</u>に出力されており、かつ、COM フィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合</p> <p>(2) 規則第26条第1項第5号に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることがで</p>	<p>いこと。</p> <p>35 スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目  <u>規則第25条第5項第5号</u>の規定により読み替えられた同条第1項第5号イに規定する「取引年月日、<u>その他の日付け</u>、取引金額その他の地方税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる地方税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当すること。</p> <p>なお、検索は地方税関係書類の種類別にできることを要すること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(注) 一連番号等を地方税関係帳簿書類に記載又は記録することにより<u>規則第25条第5項第3号</u>の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により地方税関係帳簿（法第748条第1項又は第749条第1項の承認を受けているものに限る。）の記録事項及び地方税関係書類（法第748条第3項の承認を受けているものに限る。）を検索することができる機能が必要となること。</p> <p>（法第749条（地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）関係）</p> <p>36 索引簿の備付けの特例  規則第26条第1項第2号の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱うこと。</p> <p>(1) 日本工業規格 Z6007に規定する計算機出力マイクロフィッシュ（以下第1 17において「COM フィッシュ」という。）を使用している場合において、当該 COM フィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が<u>明りょう</u>に出力されており、かつ、COM フィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合</p> <p>(2) 規則第26条第1項第5号に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることがで</p>
---	--

<p>きる機能」が確保されている場合 （当該機能が確保されている期間に限る。） （注） 略</p> <p>第2 申請手続等 （法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）関係）</p> <p>（法第751条（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）関係）</p> <p><u>4 取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い</u> 保存義務者が法第748条第1項若しくは第2項又は第749条第1項若しくは第2項の承認を受けている地方税関係帳簿書類について、法第751条第1項に規定する届出書（以下第2 4及び5において「取りやめの届出書」という。）を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された地方税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないこと。 また、法第748条第3項の承認を受けている地方税関係書類については、取りやめの届出書を提出した場合には、電磁的記録の基となった書類を保存しているときは当該書類を、破棄している場合には、その届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存すること。 （注） 略</p>	<p>きる機能」が確保されている場合 （当該機能が確保されている期間に限る。） （注） 略</p> <p>第2 申請手続等 （法第750条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）関係）</p> <p><u>4 経過措置の適用</u> <u>法第750条第2項及び第5項第3号に規定する申請書の提出期限等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第149号）附則第2条の規定は、この規定の適用がないこととした場合の申請書の提出期限が平成18年3月31日以前に到来するものについて適用があること。</u></p> <p>（法第751条（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）関係）</p> <p><u>5 取りやめの届出書を提出した場合の電磁的記録等の取扱い</u> 保存義務者が法第748条第1項若しくは第2項又は第749条第1項若しくは第2項の承認を受けている地方税関係帳簿書類について、法第751条第1項に規定する届出書（以下第2 5及び6において「取りやめの届出書」という。）を提出した場合には、当該取りやめの届出書に記載された地方税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないこと。 また、法第748条第3項の承認を受けている地方税関係書類については、取りやめの届出書を提出した場合には、電磁的記録の基となった書類を保存しているときは当該書類を、破棄している場合には、その届出書を提出した日において適法に保存をしている電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存すること。 （注） 略</p>
--	---

5 法第749条第3項による保存を取りやめる場合の手続

法第749条第3項の承認を受けている地方税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した場合でも、法第748条第1項又は第2項の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間（この法律による承認を受けている期間に限る。）の全ての期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第753条第1項第1号の取消事由に該当すること。

(注) 1 略

2 法第749条第3項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする地方税関係帳簿書類が2以上ある場合において、保存すべき期間の全ての期間にわたる電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の地方税関係帳簿書類ごとに判定する。

6 システム変更を行った場合の取扱い

保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第26条第1項第5号の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下第2 6において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第25条又は第26条に規定する要件に従って保存等をしなければならないこと。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分（規則第26条第1項第5号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。）の電磁的記録（法第748条第1項又は第2項の承認を受けた地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出

6 法第749条第3項による保存を取りやめる場合の手続

法第749条第3項の承認を受けている地方税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した場合でも、法第748条第1項又は第2項の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間（この法律による承認を受けている期間に限る。）のすべての期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第753条第1項第1号の取消事由に該当すること。

(注) 1 略

2 法第749条第3項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする地方税関係帳簿書類が2以上ある場合において、保存すべき期間のすべての期間にわたる電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の地方税関係帳簿書類ごとに判定する。

7 システム変更を行った場合の取扱い

保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第26条第1項第5号の規定により保存すべき電磁的記録を含む。以下第2 7において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第25条又は第26条に規定する要件に従って保存等をしなければならないこと。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分（規則第26条第1項第5号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムの保存に並行して電磁的記録の保存を行っている期間分を含む。）の電磁的記録（法第748条第1項又は第2項の承認を受けた地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出

力し、保存等をしているときには、これを認めることができること。

また、法第748条第3項の承認を受けた電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存をすべき期間分の電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めること。

(注) 略

(1)～(3) 略

7～9 略

力し、保存等をしているときには、これを認めることができること。

また、法第748条第3項の承認を受けた電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存をすべき期間分の電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めること。

(注) 略

(1)～(3) 略

8～10 略

### 第3 電子取引

(法第755条(電子的取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)関係)

#### 1 電子取引の範囲

法第755条に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わずすべて該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれること。

(1) いわゆるEDI取引

(2) インターネット等による取引

(3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)

(4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

#### 2 電磁的記録により保存すべき取引情報

法第755条の規定の適用に当たっては、次の点に留意すること。

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレーターによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。

(2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存す

	<p><u>ることとしている場合には、これを認めることができる。</u></p> <p>(3) <u>取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。</u></p> <p>(4) <u>見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することとしている場合には、これを認めることができる。</u></p> <p>(注) <u>いわゆるEDI取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となる。</u></p> <p><u>3 訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程</u></p> <p><u>規則第31条第1項第2号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当すること。</u></p> <p>(1) <u>自らの規程のみによって防止する場合</u></p> <p>① <u>データの訂正削除を原則禁止</u></p> <p>② <u>業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）</u></p> <p>③ <u>データ管理責任者及び処理責任者の明確化</u></p> <p>(2) <u>取引相手との契約によって防止する場合</u></p>
--	---

<p><u>第3</u> その他</p> <p>1 略</p> <p>(備考)</p> <p>以上における用語の意義は、それぞれ次の通りであることに留意されたい。</p> <p>法：地方税法 規則：地方税法施行規則 地方税関係帳簿書類：<u>法第749条第3項</u>に規定する地方税関係帳簿書類 地方税関係帳簿：法第748条第1項に規定する地方税関係帳簿 地方税関係書類：法第748条第2項に規定する地方税関係書類 電磁的記録：法第748条第1項に規定する電磁的記録 保存義務者：法の規定により地方税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者</p> <hr/> <p>電子計算機出力マイクロフィルム：法第749条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム プログラム：法第750条に規定するプログラム 電子計算機処理：規則第25条第1項第1号に規定する電子計算機処理 システム：規則第25条第1項に規定する電子計算機処理システム</p>	<p>① <u>取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。</u></p> <p>② <u>事前に上記契約を行うこと。</u></p> <p>③ <u>電子取引の種類を問わないこと。</u></p> <p><u>第4</u> その他</p> <p>1 略</p> <p>(備考)</p> <p>以上における用語の意義は、それぞれ次の通りであることに留意されたい。</p> <p>法：地方税法 規則：地方税法施行規則 地方税関係帳簿書類：<u>法第750条第3項</u>に規定する地方税関係帳簿書類 地方税関係帳簿：法第748条第1項に規定する地方税関係帳簿 地方税関係書類：法第748条第2項に規定する地方税関係書類 電磁的記録：法第748条第1項に規定する電磁的記録 保存義務者：法の規定により地方税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者 <u>電子取引</u>：法第755条に規定する電子取引 電子計算機出力マイクロフィルム：法第749条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム プログラム：法第750条に規定するプログラム 電子計算機処理：規則第25条第1項第1号に規定する電子計算機処理 システム：規則第25条第1項に規定する電子計算機処理システム</p>
---	--